平成２９年（フ）第９９号
福島県いわき市平下荒川字久世原37―27コーポラスＳＣＭ102号室、住民票上の住所福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂43番地
債務者　村上　志乃（旧姓飛澤）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１７１号
茨城県つくばみらい市板橋2844番地276　プチ・ベール・メゾン102、前住所茨城県つくばみらい市谷井田1331番地　Ａ棟
債務者　中嶋　光成
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０５号
茨城県石岡市石岡2178番地５　ハピネスＢ101、前住所茨城県石岡市大塚439番地１
債務者　山内　美保（旧姓友部）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６号
富山県高岡市大町４番23―106号　サンフラワー大町Ｃ棟
債務者　水原千代子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２５３号
山梨県笛吹市御坂町二之宮1512番地１　ハイツ水上102、前住所山梨県大月市富浜町宮谷1167番地３
債務者　落合　博之
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２００号
長野市篠ノ井塩崎3635番地10　リンピアクボタ302
債務者　小山ゆかり
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
長野市大字西長野210番地１　ブローニュ西長野303
債務者　丸山　浩幸
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
静岡県富士宮市万野原新田3996―１　アルム万野原ＩＦ202号室、住民票上の住所大阪府泉佐野市新安松３丁目３番11―309号
債務者　山隅　隆之
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４０３号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒132番地８
債務者　山内　一士
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４４８号
兵庫県高砂市米田団地７番306号、従前の住所兵庫県高砂市伊保崎４丁目14番16号
債務者　東　　昌一
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４７０号
兵庫県加古川市野口町二屋350番地の13　楠ヶ丘荘202号
債務者　三浦　辰也
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４７７号
兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地４　ハイムシェーンブルグ301号、従前の住所兵庫県姫路市梅ケ谷町１番22―２号
債務者　釜井　　渉
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３０７号
奈良県天理市三昧田町287番地３　大侑ハイツ101
債務者　辻　　一美
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３２７号
奈良県生駒市俵口町981番地
債務者　阪本　弥生
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３３２号
奈良県桜井市大字初瀬4756番地　５号棟５号室
債務者　荒瀬　明美
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３７号
福岡県みやま市瀬高町山門1777番地３　雇用促進住宅瀬高宿舎３棟103号
債務者　辛嶋　　亮
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係